



39 定 *写

寛文 5 年（1665 年）7 月 11 日

40 条々 *写

寛文 5 年（1665 年）7 月 11 日

江戸幕府が仏教の諸宗派・寺院・僧侶の共通統制を目的として定めた諸宗寺院法度の写です。4代将軍徳川家綱の朱印状の形式がとられた「定」9か条と、老中連署の下知状の形式がとられた「条々」5か条から成ります。家康以来、各宗派ごとに定めていた寺院法度を集大成したもので、宗学儀礼の奨励、本寺・末寺関係の確立、徒党の禁止、僧侶の階級厳守、住職の任命方法など、内容は多岐にわたります。

神戸金貴家文書 P8213 №8346・8345

〔H8213〕
神戸金貴家文書
No.8346

一說音法式
一枝方著此
一筆右順之

定 一、諸宗法式相乱るべからず、若し不行儀の輩といふがらこれあるに於い
きつと

長治京洛之淫靡
指事附立新義與從舊令定之
一在末之觀式多亂之雖體為古奇書

一、一宗の法式を存ぜざるの僧侶、寺院住持たるべからざる事、附、新儀を立て、奇怪の法を説くべからざる事

在東方之卦，於在西方之卦，
未嘗不互理也。而此一
一樞，則一革能為何乎？

一、本末の規式之乱るべからず、縊い本寺たると雖も、末寺に対し
て理不尽の沙汰あるべからざる事

方正叔年
一統汽黨企圖
譯名總會
業務忙

り相争うべからざる事
一、走党を詰び、レーティング競争を企て、不以合の事業主るべからざる事

一省國法盡歸于我。我之不存。則其國無主矣。

一、國法に背ぐの輩到来の節、その届有るに於いては、異儀無く之を返すべき事

一章廣佛圖

附、仏閣懈怠なく掃除申し付くべき事

一章隨一切空雲霧水昇天入于淨地事
一章而諸志錦有才子之虛懷此之至象乃江
當而曰古之子不以爲無主也此江乃

一、由緒無き者弟子の望有りと雖も、猥りに出家せしむるべからず、（みだら）

總一卷之三

相断わり、其の意に任すべき事

原教主の御子孫の者を私に送り
怪異の所長の御子孫の者を私に

寬文六年七月吉

寛文五年七月十一日

〔読み下し文〕

右條々之を相守るべし、若し違犯に於いては、科の輕重に隨い御沙

汰有るべきの旨、仰せにより執達件の如し
一、僧侶之衣跡、其の分際に応じこれを着すべし、並びに仏事作法
の儀式、檀那これを望むと雖も、相応に軽く仕るべき事
一、檀方建立由緒之有る寺院住職の儀は、其の檀那に計りたるの条、
本寺より相談を遂げ、其の意に任すべき事

一、金銀を以つて後住の契約致すべからざる事
一、在家を借り仏壇を構え利用を求むべからざる事
一、他人は勿論、親類の好之有ると雖も、寺院坊人は、女人之
を抱え置くべからず、但し有来妻帶は、各別たるべき事

右條々之を相守るべし、若し違犯に於いては、科の輕重に隨い御沙
汰有るべきの旨、仰せにより執達件の如し
一、僧侶之衣跡、其の分際に応じこれを着すべし、並びに仏事作法
の儀式、檀那これを望むと雖も、相応に軽く仕るべき事
一、檀方建立由緒之有る寺院住職の儀は、其の檀那に計りたるの条、
本寺より相談を遂げ、其の意に任すべき事

寛文五年七月十一日

大和守

久世弘之

輪義正則

美濃守

阿部忠秋

豊後守

義井忠清

雅樂頭

大和守

吉原

美濃守

吉原

豊後守

吉原

雅樂頭

